

## 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定について

令和2年9月16日  
司法試験委員会

当委員会では、令和元年7月16日、法務大臣の諮問を受け、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）第4条の規定による改正後の司法試験法に基づいて令和4年から実施される司法試験予備試験における論文式による筆記試験の科目について、専門的な法律の分野に関する科目（選択科目）の選定を検討しています。

検討の結果、上記法改正の趣旨・内容に加え、これに伴い改正された文部科学省令（専門職大学院設置基準）において、現在司法試験の選択科目として法務省令に規定されている8科目（倒産法，租税法，経済法，知的財産法，労働法，環境法，国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系））と同一の8科目に係る4単位以上の修得が法科大学院の課程の修了要件とされたことなどを踏まえると、法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目としては、上記8科目、すなわち、①倒産法，②租税法，③経済法，④知的財産法，⑤労働法，⑥環境法，⑦国際関係法（公法系）及び⑧国際関係法（私法系）を選定するのが相当ではないかと考えています。

## （参考事項）

## (1) 根拠法令

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）第4条の規定による改正後の司法試験法（昭和24年法律第140号）第5条第3項第2号及び第6条並びに上記一部改正法附則第3条

## (2) 施行期日

令和3年12月1日